

第16号様式（第16号関係）（留31農令田庄・令第1留田庄農令田庄・

庄1庄農令令庄・令1庄農令令庄・令1庄留田庄）

隔離栽培命令書

年 月 日

..... 殿

.....植物防疫所（支所又は出張所）

植物防疫官 氏 名

植物防疫法第8条第7項の規定により下記1の植物を下記2の

条件に従って隔離栽培することを命ずる。

1 植物の種類及び数量

2 隔離栽培の条件

(1) 都道市郡区 市郡区 町村 番地 に植え付けること。
都道市郡区 府県区 町村 番地 に植え付けること。

(2) 当該栽培地の周囲メートル以内の地に年 月 日 から 月 日 間の植物を栽培しないこと。

(3) 隔離栽培の期間は、年 月 日 から 月 日 間とすること。

(4) 管理の責任者は、(氏名) とすること。

(5) 栽培中検疫有害動植物が発生した場合は、遅滞なく、植物防疫所にその旨を通知すること。

(6) 植物防疫官の承認があるまでは、当該植物を前記栽培地から移動しないこと。

(7) 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従って薬剤散布その他の措置を行うこと。